

# 令和3年度 事業計画

法人理念

## 住み慣れた地域で共に支え合い、幸せに暮らせる福祉のまちづくり

- 一、共に支え合い、「その人らしい」暮らしができる地域づくりのお手伝いをします。
- 一、利用者とその家族の声を大切に聴き、心に寄り添える福祉や介護のサービスをお届けします。
- 一、人とのつながりを広げ、暮らしの困りごとをサポート・解決できるネットワークを進めます。

## I 基本方針

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスはこれまでの地域福祉活動に於いて「人と人とのふれあい」を自粛せざるを得ない状況を作りました。このような状況が長期化すれば、生活支援を必要としている地域住民にとっては不安が増すごとに心身の状態が低下し、住み慣れた地域で安心して暮らせなくなってしまうことが懸念されます。今後も新型コロナウイルスと共存していかなければならない状況にあります。当会でも、従来の考え方による取り組みに加えて、「新しいつながり」を構築するために、様々な英知を結集する必要があると考えます。

まだまだ感染が心配される中、地域福祉活動を再開するには、越えなくてはならない壁が多々あります。コロナ禍が終息し、親しい仲間と楽しく顔を合せられる日常が早く戻ることを祈念し、何らかの支援を必要としている地域住民のために新しい生活様式の下で地域福祉に携わる人たちが安心して活動を展開できるような取組みを構築していきます。住民主体の地域福祉を推進するにあたり、住民の生活課題を地域が認識して対応し、住民の意思が反映できる仕組みづくりをできるよう努めます。

最後に、これらの事業を着実に進めるにはその担い手となる人材が欠かせません。職員研修の充実を図るとともに、職員一人ひとりが本会の使命と地域の福祉ニーズを的確に把握し、関係機関・団体と今まで以上に連携をしながら、事業活動の強化と経営健全化に向け、本会一丸となって取り組んでまいります。

## II 重点活動項目

### 1. 法人運営及び社会福祉法人制度改革に伴う公益性とガバナンスの強化

社会経済情勢の変化や国の施策等の動向を踏まえ、法人の継続性・安定性を確保するために必要な対応を整理し、課題解決を図ります。さらに情報開示に積極的に取り組み透明性の確保に努めます。

### 2. 積極的な地域福祉活動の実施

地域福祉推進のために、地域住民や福祉団体・関係機関と福祉課題を共有し、課題解決に向けた取組みを進めます。また、地域福祉活動が広がるような支援を行い、住民主体の活動と関係機関との連携を強化し、地域の特性を活かした広がりのある活動が開けるような支援に努めます。子どもから大人まで、誰もが地域福祉の担い手となれ

るよう福祉への関心や理解を高め、地域福祉活動に関わりを持つきっかけと交流につながる地域づくりに取り組みます。

### 3. 介護事業の安定運営とサービスの質の向上

指定居宅サービス事業者として、自らが経営責任の意識をもって効率的な事業運営を行い、質の高いサービスを提供することで利用者や家族の方より選ばれる業者になり得るよう努めます。

福祉サービスに対する利用者の満足感を高めるため、利用者個人の権利を擁護するとともに、福祉サービスを適切に利用できるように支援します。苦情に対し、社会性や客観性を確保し、円滑・円満な解決の促進に努め、利用者との信頼関係の確保に努めます。

### 4. ふれあい活動センターの運営

高齢者の生きがいがづくりを推進するため、生活相談・健康相談、機能回復訓練、世代間交流、教養講座等を実施し、高齢者が「健康で、安心して、いきいきと支え合って暮らせるまちづくり」を目指します。

### 5. 地域包括支援センターの運営及び地域包括ケアシステムの推進

保健、介護、福祉の専門職がチームとなって、高齢者の支援や高齢者の権利擁護など総合相談窓口として、関係機関との連携のもと高齢者の支援を提供します。

### 6. 福祉に携わる人材の確保・育成と資質の向上

ボランティアの情報提供や支援を通して、住民の方に広く気軽にボランティア活動へ参加してもらう機会をつくり、地域づくりの担い手として、みんなで協力していく取り組みを構築します。

介護分野では、介護従事者の不足から介護に携わる人材の育成が求められており、当会におきまして、介護福祉士、看護師、居宅介護支援専門員等の実習生を受け入れ、資格取得に向けた支援や育成を行うことで福祉や介護のさらなる充実を図ります。

## III 実施事業及び取り組み

### 1. 法人運営及び社会福祉法人制度改革に伴う公益性とガバナンスの強化

【事業項目・概要】 【収入：16,026千円】【支出：16,026千円】

#### (1) 理事会・評議員の開催

#### (2) 経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）

高い公益性や非営利性を確保するため、役員等の権限・責務・責任の明確化を図り、内部牽制機能を十分に果たせる仕組みづくりに努めます。

#### (3) 事業運営の透明性の向上及び適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）

住民等に説明責任を果たすため、財務諸表等の情報をインターネット等で公表し、事業運営の透明性の向上を図ります。

### 2. 積極的な地域福祉の推進

【事業項目・概要】【収入：26,450千円】【支出：26,450千円】

#### (1) 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない高齢者・知的障がい者・精神障がい者等を対象に、金銭管理や福祉サービスの利用手続きの代行業務を支援します。

## (2) 高齢者地域見守り協定事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、企業や事業所と協定を結び、協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

## (3) 子どもの居場所づくり、学習支援事業

地域や学校等と連携し、経済的困窮や社会的孤立などにより家庭の環境が整わず、様々な生きづらさを感じている生活困窮世帯の子ども並びに一般家庭の子どもを対象に、「居場所づくりと学習支援」に取り組み、子どもの育ちを支える豊かな地域の基盤づくりを進めます。

## (4) 学校及び地域での福祉教育の推進

学校及び地域と連携・協働で、福祉カリキュラム（高齢者・障がい者疑似体験や障がい者の講話等）を設定し、福祉の理解を進めます。

## (5) 地域ふれあいサロンの開設支援と助成

町内において一人暮らし高齢者や高齢世帯の多い地域を対象とした「サロン」づくりに向けて、地域住民が自主・自立した運営ができるよう支援します。

## (6) 大淀町元気な地域づくり推進協議会の運営

町内の社会福祉法人が、協働で地域における公益的な取り組みを推進するため、制度の狭間にある福祉ニーズに対応できる仕組みづくりを進めます。

## (7) ひとり暮らし高齢者配食サービス事業

70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、毎月1回、民生児童委員が利用者のお宅に弁当を配達します。

## (8) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者に対し、資金の貸付けや相談支援を行うことにより、安定した生活が送れるように支援します。

## (9) 心配ごと相談事業

相談員（民生委員、行政相談員、人権擁護委員）が日常の困りごと等の相談受付を行います。

## (10) 各種福祉団体との連携及び運営支援

福祉団体との連絡調整、事業の連携及び助成・支援業務を行います。

## (11) 車いす及び車いす移動車貸付事業

町内の身体障がい者等を対象に、6ヶ月を限度として、車いすを無償で貸与します。また1キロ当たり50円の利用料で、車いす移動車の貸出を行います。

## (12) 大淀町善意銀行の啓発と助成

町内の小学校新入生に対してランドセルカバーと中学校の自転車通学生にヘルメットを寄贈します。

## (13) 生活支援コーディネーター事業

地域ニーズの的確な把握と課題解決に向けた地域住民や関係機関との協働による取組を進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。

## (14) 法人後見事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でないご本人に代わって、法的に権限を与えられた成年後見人等が、財産の管理や身上監護を行い、安心してその人らしい生活を送れるように保護や支援を行います。

## 3. 介護事業の安定運営とサービスの質の向上

【事業項目・概要】【収入：110,591千円】【支出：114,843千円】

**(1)訪問介護事業**

要介護（要支援）認定者を対象にヘルパーが在宅で身体介護・生活援助等のサービス提供を行います。

**(2)訪問看護事業**

要介護（要支援）認定者を対象に看護師が在宅でリハビリ・医療処置等のサービス提供を行います。

**(3)居宅介護支援事業**

要介護（要支援）認定者を対象にケアマネジャーが、ケアプランを作成し、サービス調整や評価の実施を行います。

**(4)軽度生活援助事業**

概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢世帯を対象に、ヘルパーが家事援助等のサービス提供を行います。

**(5)外出支援サービス事業**

概ね 65 歳以上で下肢が不自由な方を対象に、リフト付き車両で医療機関へ通院送迎を行います。

**(6)障がい者居宅介護事業**

障がい者（児）を対象（障害者総合支援法）に在宅で身体介護・生活援助・通院送迎のサービス提供を行います。

**(7)要介護認定調査事業**

ケアマネジャーが居宅訪問して、要介護認定のための調査業務を行います。

**(8)家族介護教室事業及び家族介護者交流事業**

家族介護者を対象に年 1 回の交流会、年 2 回介護知識の修得ための介護者教室を行います。

**(9)すまいるサポートサービス**

介護保険制度で適用されない軽易な日常生活上の援助（窓ふき、草むしり、外出時の付添等）を行います。

**(10)医療保険事業**

末期癌及び特定疾病の患者を対象に看護師が在宅で療養上のケア・医療処理の実施を行います。

**(11)計画相談支援事業**

障害福祉サービス等を申請した障がい者（児）を対象に相談支援専門員が、サービス等利用計画を作成し、サービス調整や評価の実施を行います。

**4. ふれあい活動センターの運営**

【事業項目・概要】【収入：25,445千円】【支出：25,445千円】

**(1)生きがい活動支援通所サービス事業**

大淀町の介護予防の拠点として、大淀町にお住いの概ね 65 歳以上を対象に、介護防や健康維持の推進、世代間交流の場としてサービス提供を行います。

**(2)各種教室の開催（書道・パソコン）**

**(3)公衆浴場の営業**

町内の公衆浴場として、日曜日・祝日・年末年始を除く午後 3 時から午後 9 時まで営業を行います。

## 5. 地域包括支援センターの運営及び地域包括ケアシステムの推進

【事業項目・概要】【収入：41,503千円】【支出：41,503千円】

### (1) 高齢者の総合相談窓口の設置

地域住民から高齢者等に関する相談を受けて、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスにつなぎます。

### (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者の状況に応じて包括的・継続的に支援するため行政、介護、医療、関係機関との連携・協働体制づくりや町内のケアマネジャーに対し、後方支援を行います。

### (3) 介護予防ケアマネジメントの実施

予防給付の計画作成及びチェックシート該当者が、要介護状態等になることを防止します。

### (4) 出前講座（出張講座）の開催

介護保険制度、転倒・予防・寝たきり予防、介護予防、認知症等について出前講座を行い、地域住民の介護知識の向上を図ります。

### (5) 虐待等の高齢者権利擁護支援

高齢者の虐待や消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援を行います。

### (6) 地域包括ケアシステムの構築

いつまでも住み慣れた町で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現を目指します。また生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービスの担い手や養成やニーズ調査、新たな社会資源の開発を行います。

## 6. 福祉に携わる人材の確保・育成と資質の向上

【事業項目・概要】【収入：1,379千円】【支出：1,379千円】

### (1) ボランティアセンターの運営

ボランティアをしたい人に幅広い理解を進めるための講習会を開催します。またボランティアをしたい人と、してほしい人を調整及びマッチングを行います。

### (2) ボランティアの育成と活動の促進

「いつでも・どこでも・誰でも・気軽に・楽しく」ボランティア活動に参加できるよう、多様な機会を提供するとともに大淀町ボランティア連絡協議会と連携し、地域住民の参加に対する意識の高揚と活動への参加を促します。

### (3) 小地域活動のリーダーの育成

小地域福祉の活性化を図るため、住民の主體的な参加による地域福祉活動の啓発とともに、小地域活動のリーダーとなりえる福祉の担い手の養成を図ります。

### (4) 実習生の受け入れ

介護福祉士及び看護師、居宅介護支援専門員等の実習生を受け入れ、資格取得に向けた支援や育成を行い、福祉や介護の人材確保を図ります。